

Ⅲ－４－９ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑨柴沢から岩手山・姫神山眺望領域

眺望の特徴	・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・広々とした田園地帯である柴沢から眺望する岩手山と姫神山は、眺望を阻害するものがなく、清々しい印象を与えるふるさとの景観である。
届出対象行為	・Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

・柴沢から岩手山及び姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・岩手山への俯瞰景観を保全するため、三ツ森山山頂及び鞍掛山山頂を結ぶ眺望領域内の建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。 ・姫神山への俯瞰景観を保全するため、天峰山視点場付近及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	・視点場を市道 舟田一本木線 重要眺望視点場標示板付近（243m）設定し、岩手山（2,038m）の山容のうち標高 550mより上部の眺望、また、姫神山（1,123m）の山容のうち標高 400mより上部の眺望をそれぞれ保全する。
-------------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

【岩手山】 建築物高さの上限 ＝（（視点場の標高：243m+1.5m）＋視点場から建築物等の各部分までの距離×tan2° 8′）－計画地の地盤標高 （注：tan2° 8′＝0.0373	【姫神山】 建築物高さの上限 ＝（（視点場の標高：243m+1.5m）＋視点場から建築物等の各部分までの距離×tan1° 25′）－計画地の地盤標高 （注：tan1° 25′＝0.0247
--	--

柴沢から岩手山・姫神山眺望領域図

